

2023年度 私費外国人留学生授業料減免募集要項

本学の「私費外国人留学生授業料減免」制度は、経済的理由によって授業料の支弁が困難な私費留学生に対し、授業料の減免により修学を支援することを目的としたものです。

本制度の適用を希望する学生は、以下申請資格を満たしているか確認の上、必ず期限までに必要な手続きを行ってください。

【申請資格】

- 1) 大学・大学院・短期大学の正規課程に所属していること
 - 2) 在留資格が「留学」であること
 - 3) 学納金が納付期限までに納められていること
 - 4) 今年度6月～7月の出席率が平均8割以上であること
 - 5) 2022年度本学に正規生として在籍していた者に関しては、日本学生支援機構が実施するGPA基準で2.30以上であること。(本学のGPAとは異なりますので、ご注意ください。)
 - 6) 経済基準を満たすもの
 - ・本国からの仕送りは月平均9万円以下を目安とする。但し授業料等学納金は除く。
 - ・他の奨学金受給限度額は月10万円以下とする。
 - 7) 居住地発行の有効な『国民健康保険』を所持していること。
- ※以下に該当する者は申請資格がありませんので、注意してください。
- a. 交換留学生、別科生、国費生、すでに授業料減免を適用され、海外姉妹校より本学に入
学／編入した学生
 - b. 今年度留年中の者
 - c. 今年度休学中の者
 - d. 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
 - e. 経済的に困難な状況であると認められない者
 - f. その他、本学学則やその他法律・規則、本学学生としての品性に問題があると認めら
れる学生

◆申請方法

対象者にのみ JOINS でお知らせが届きます。JOINS から申請をしてください。

◆授業料減免申請に必要な提出書類

- ① 在留カードの表面・裏面 アップロード
- ② 国民健康保険証 アップロード
- ③ パスポート アップロード

◆授業料減免申請提出期限

6月12日(月) 17:00まで